

誰でも通園制度（乳幼児等通園支援事業）について

幼児教育課

令和 8 年 4 月 1 日より全国の自治体において施行される誰でも通園制度（乳幼児等通園支援事業）について、下記のとおり実施します。

- ・ 利用時間：1 月当たり 10 時間まで利用可能（国に準ずる）
- ・ 利用料 ：1 時間当たり 300 円（現在、国が方針策定中、確定案に準ずる）

※所得に応じ減額あり。

- ・ 実施施設：公立園 4 園

城ヶ丘こども園（指定管理園）

おさしま二葉こども園（指定管理園）

武並こども園（直営）

山岡こども園（直営）

- ・ 利用可能枠：各園の利用定員内（余裕活用型）